

# 通信制高校における教育の質確保のための所轄庁による指導監督の在り方に関する調査研究事業審査要項

令和 5 年 2 月 1 日  
文部科学省初等中等教育局長決定

「通信制高校における教育の質確保のための所轄庁による指導監督の在り方に関する調査研究事業」の審査は、この審査要項に従って行う。

## 1. 審査の基本方針

審査は、申請された本事業に関する企画提案書について、調査業務の実施方針、組織の経験・能力、業務従事予定者の経験・能力について評価するとともに、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価も行う。

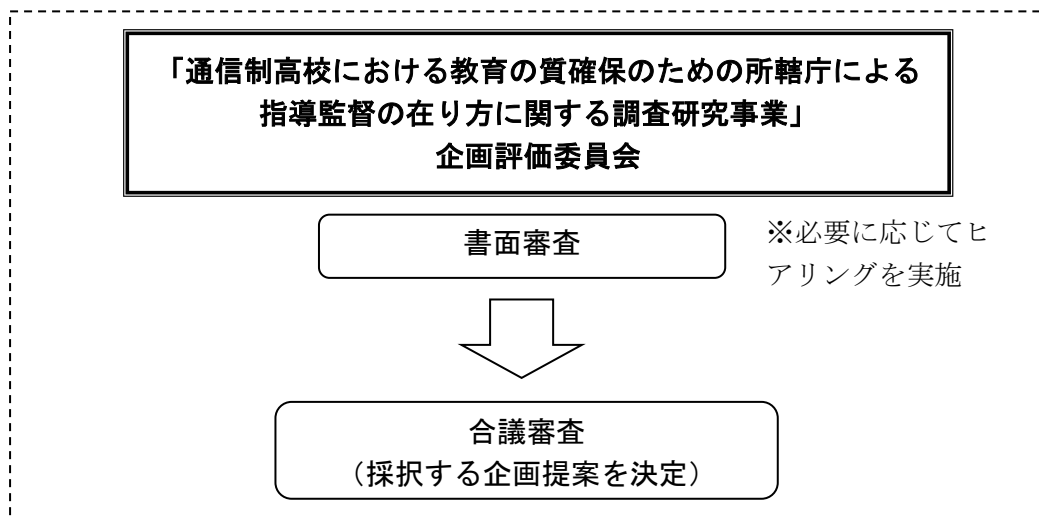
なお、採択に際しては審査の評点順とするが、取組の特徴にも配慮する。

## 2. 審査の方法

### (1) 審査方法・審査の枠組み

- ① 審査を実施するため「通信制高校における教育の質確保のための所轄庁による指導監督の在り方に関する調査研究事業」企画評価委員会（以下「企画評価委員会」という。）を設置する。
- ② 企画評価委員会においては、受理された全ての申請について書面審査を実施する。また、企画評価委員会が必要と認める場合は、ヒアリングを実施する場合がある。
- ③ ②の審査後、合議審査を実施し、採択する企画提案を決定する。

### <審査の手順>



## (2) 審査の進め方

### ①書面審査

- ・企画評価委員会は、本事業の申請者から提出された企画提案書について、審査要項及び審査基準に基づき、書面審査を行う。なお、書面審査を行うに際し、企画評価委員会が必要があると認めた場合には、ヒアリングを行う場合がある。

### ②合議審査

- ・企画評価委員会は、書面審査の結果を踏まえ、採択する企画提案を決定する。なお、決定に際しては、書面審査の評点順とする。
- ・採択する企画提案の決定にあたっては、必要に応じて条件を付すことができる。

## 3. 審査の観点

本事業の採択に当たっては、「通信制高校における教育の質確保のための所轄庁による指導監督の在り方に関する調査研究事業」審査基準に沿って審査を行う。なお、審査に当たっては、審査の基本方針を踏まえ、本事業に関する企画提案書について、調査業務等の実施方針、組織の経験・能力、業務従事予定者の経験・能力について評価を行うとともに、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価も行う。

## 4. 開示・公開等

### (1) 企画評価委員会の審議内容の取扱い

各提案書の審査及び会議資料については、審査の円滑な遂行確保の観点から原則非公開とする。ただし、企画評価委員会が公開とすることを決定したときは、この限りでない。

### (2) 審査結果について

審査結果及び採択された企画提案書は、文部科学省ホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供する場合がある。

### (3) 企画評価委員会委員の氏名について

企画評価委員の氏名については、公正かつ中立な審査に著しい支障を及ぼすおそれがなく、なった後、速やかに公開する場合がある。

## 5. 協力者の遵守事項

### (1) 秘密の保持

企画評価委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

### (2) 利害関係者の審査

① 企画評価委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、速やかに文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付に申し出なければならない。

(ア) 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で企画評価委員自身が参画する内容の記載があった場合

(イ) 企画評価委員が所属している法人等から申請があった場合

- (ウ) 企画評価委員自身が、過去 5 年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
  - (エ) 企画評価委員自身が、過去 5 年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を企画評価委員自身が受け取っている場合
  - (オ) 企画評価委員自身と競争参加者との間に、過去 5 年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を企画評価委員自身が受け取っている場合
  - (カ) 企画評価委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約券を保有している場合
  - (キ) その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合等申請された構想に直接関係する協力者（以下「利害関係者」という。）は、事務局にその旨申し出ることとし、自己の関係する申請書の審査を行わないこととする。また、企画評価委員会における個別審議に加わることができないこととする。
- ② 前項の（ア）から（カ）に該当する場合、当該企画評価委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、（キ）に該当する場合、文部科学省は企画評価委員会に当該企画評価委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該企画評価委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。
  - ③ 企画評価委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに企画評価委員の中から委員長を選任し、当該企画評価委員の審査の可否について決定しなければならない。また、企画評価委員会は、前項の要請を拒否することもできる。
  - ④ 企画評価委員は、前項により企画評価委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を競争参加者の審査を行ってはならない。

### **（３）不公正な働きかけ**

- ① 企画評価委員は、当該審査については不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省初等中等教育局参事官付（高等学校担当）に報告しなければならない。
- ② 文部科学省は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。

# 通信制高校における教育の質確保のための所轄庁による指導監督の在り方に関する調査研究事業審査基準

令和 5 年 2 月 1 日  
文部科学省初等中等教育局長決定

通信制高校における教育の質確保のための所轄庁による指導監督の在り方に関する調査研究事業の審査において、審査項目ごとの審査基準を以下のとおり定める。

## (1) 審査の評点

審査は、通信制高校における教育の質確保のための所轄庁による指導監督の在り方に関する調査研究事業審査要項（以下「審査要項」という。）の「3. 審査の観点」の各要素との適合性を踏まえつつ、「(3) 審査の観点」の項目（以下「審査項目」という。）ごとに以下の5段階の区分により判断することとする。また、各審査項目については、その重要性に鑑み、項目ごとの評点に計数を乗じて評点に重み付けをすることとする。

評点	評価
5	非常に優れている。
4	優れている。
3	妥当である。
2	やや不十分である。
1	不十分である。

## (2) 各評点の所見等

- ① 審査の所見は、採択すべき構想の決定に当たって極めて重要な判断材料となるため、できるだけ「コメント」欄又は「総合所見」欄に記入すること。特に、下記「(3) 審査項目と審査の観点」の各項目の評点で、「5」や「2」「1」の評点を付した場合、どの点が非常に優れているのかまたはどの点が不十分であるのかについて、具体的に判断根拠・理由等を必ず「コメント」欄に記入すること。
- ② 採択となった際、計画の修正等の条件を付す必要がある場合は、必ずその内容を「総合所見」欄に記入すること。  
なお、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価は別に定める。

### 【評点の基本的考え方】

1. 企画提案書の各審査項目に付す評点（5～1）については、「絶対評価」により付すこととする。
2. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価も行う。  
○ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。  
以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝10点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝20点
- ・認定段階3＝30点
- ・プラチナえるぼし認定＝40点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝5点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝10点

- ・トライくるみん認定＝15点
- ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝15点
- ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝15点
- ・プラチナくるみん認定＝40点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝20点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

### （3）審査の観点

#### 1 事業の目的・内容

・高等学校通信教育の現状に対する分析を踏まえ、本事業の目的及び内容が十分に検討された提案となっているか。

#### 2 事業の実施方針

##### ①調査内容

- ・公募要領記載の事業の内容について、すべて提案されているか。
- ・偏った提案内容となっていないか。
- ・提案された調査内容は具体的なものとなっているか。

##### ②調査手法

- ・調査項目や調査手法が明確なものとなっているか。
- ・提案された調査手法は具体的なものとなっているか。
- ・実現性のある調査手法となっているか。

### ③実施体制

- ・事業を遂行する人員が確保され、効果的に事業を実施できる体制及び事業の管理方法が計画されているか。
- ・通信制高校への第三者評価の実績や通信制高校に関する調査研究実績を有しているか。
- ・事業従事予定者の通信制高校に係る調査研究実績、専門的な知識・知見、事業の実施能力を有しているか。
- ・所轄庁に対する専門家の派遣や相談支援体制の仕組みについて具体的に提案されているか。
- ・本事業全体の成果の検証・評価等を行うために、外部有識者を含む運営指導委員会を設けて評価を得られるよう工夫されているか。

## 3 実施計画

- ・実施計画について、作業が効率的であり実現性があるものとなっているか。
- ・事業の進捗状況の定期的な確認や改善を行う仕組みは適切か。

## 4 成果普及のための仕組み

- ・事業成果を普及するために効率的かつ効果的な工夫が示されているか。

## 5 経費

- ・事業計画を実施するために適切な経費が予算の範囲内で計上されているか。

## 6 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

ワーク・ライフ・バランス等の取組

以下のいずれかの認定がある。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

通信制高校における教育の質確保のための所轄庁による指導監督の在り方に関する調査研究事業  
審査項目及び配点

調査研究機関名	
審査委員氏名	

合計点	0
-----	---

審査項目	コメント	評点	計数	点数
<b>1 事業の目的・内容</b>				0
高等学校通信教育の現状に対する分析を踏まえ、本事業の目的及び内容が十分に検討された提案となっているか。			5	0
<b>2 事業の実施方針</b>				0
<b>①調査内容</b>				0
公募要領記載の事業の内容について、すべて提案されているか。			5	0
偏った提案内容となっていないか。			4	0
提案された調査内容は具体的なものとなっているか。			6	0
<b>②調査手法</b>				0
調査項目や調査手法が明確なものとなっているか。			4	0
提案された調査手法は具体的なものとなっているか。			6	0
実現性のある調査手法となっているか。			6	0
<b>③実施体制</b>				0
事業を遂行する人員が確保され、効果的に事業を実施できる体制及び事業の管理方法が計画されているか。			4	0
通信制高校への第三者評価の実績や通信制高校に関する調査研究実績を有しているか。			7	0
事業従事予定者の通信制高校に係る調査研究実績、専門的な知識・知見、事業の実施能力を有しているか。			7	0
所轄庁に対する専門家の派遣や相談支援体制の仕組みについて具体的に提案されているか。			5	0
本事業全体の成果の検証・評価等を行うために、運営指導委員会を設けて評価を得られるよう工夫されているか。			4	0
<b>3 実施計画</b>				0
実施計画について、作業が効率的であり実現性があるものとなっているか。			4	0
事業の進捗状況の定期的な確認や改善を行う仕組みは適切か。			4	0
<b>4 成果普及のための仕組み</b>				0
事業成果を普及するために効率的かつ効果的な工夫が示されているか。			3	0
<b>5 経費</b>				0
事業計画を実施するために適切な経費が予算の範囲内で計上されているか。			3	0

審査項目	コメント	評点	計数	点数
6 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標				0
ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点。以下の①～③のうち2つ以上取組を行っている場合は、最も配点の高いものについてのみ加点する。				0
<p>① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく設定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等</p> <p>認定段階1 = 10点 ※労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。</p> <p>認定段階2 = 20点 ※労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。</p> <p>認定段階3 = 30点 プラチナえるぼし認定 = 40点 行動計画策定済 = 5点 ※女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下の者）に限る。（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合にのみ）</p>				0
<p>② 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）</p> <p>くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）= 10点</p> <p>トライくるみん認定 = 15点</p> <p>くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））= 15点</p> <p>くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）= 15点 プラチナくるみん認定 = 40点</p>				0
③ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定 ユースエール認定 = 20点				0
総合所見				